

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	6 6 4 0 - 1 0 0 - 1 4 1 7 - 5	仕 様 書 番 号
ペトリー皿，合成樹脂製	EM-T130117J	
	作 成	平成10年12月22日
	変 更	令和 7年 3月 3日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のシャーレについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 0 9 5 0 プラスチック製滅菌シャーレ

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

4 品質保証

品質保証は、次による。

a) 滅菌済の納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期において滅菌後12か

月以内のものとする。ただし、滅菌後12か月以内の製品が納品できない場合は、流通している最新の製造年月である証明を、納入時に添付するものとする。

b) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、次による。

a) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、b)及びGLT-CG-Z000001の4.1による。

b) 個装は、10枚ごとに包装するものとする。

### 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1によるほかGLT-CG-Z000001の4.2による。

物品番号	6640-100-1417-5
品名	ペトリー皿，合成樹脂製
規格	15 mm，10枚
納入年月	
納入業者	

**注記1** 納入年月は、西暦で表示するものとする。

**注記2** 使用期限，製造年月日及びロット番号があるものについては，製品自体に記載がない場合，図1に，その項目を追加し表示するものとする。

**注記3** 納入業者は，契約の相手方の名称又はその略号を表示するものとする。

図1—個装表示

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

提出書類は，納品書に図2を添付するものとする。ただし，使用期限，ロット番号等がない製品については，図2の該当欄に斜線を付すものとする。

### 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

# 納 入 品 証 明 書

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

契 約 番 号  
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・  
・  
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図2－納入品証明書

## 調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	年 月 日	作 成 年 月 日	令和 7年 3月 3日
仕 様 書 番 号	EM-T130117J		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	
シャーレ	アズワン (株)	アズノールシャーレ J P φ 90×15 mm (10枚/袋)
	(株) イナ・オプティカ	B I O - B I K 滅菌シャーレ I - 90 浅型 500枚 (10枚/袋)
	サンセイ医療器材 (株)	シャーレ C L 浅型標準タイプ φ 90 × 15 (10枚/袋)
	(株) ムトウ	W i S M 滅菌シャーレ φ 90×15 mm (10枚/袋)
又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)		

**注<sup>a)</sup>** この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 材料は、ポリスチレンとする。
- b) 寸法は、J I S K 0 9 5 0に規定する、ふたの最大外径90 mm (±4 mm) , 全体の高さ15 mm (±2 mm) とする。
- c) 電子 (線) 滅菌が施されているものとする。
- d) 包装単位は、10枚×1袋とする。